

- ・ RCCM(部門を問わない)
- ・ 土木学会認定土木技術者(階層、分野を問わない)
- ⑤共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員を問わず評価の対象とする。
- ⑥企業が合併している場合、雇用保険資格喪失確認通知書と雇用保険被保険者資格取得確認等通知書など、公的な書類により雇用の継続性を証明できれば評価する。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式3の「若手技術者・女性技術者の継続雇用」欄に必要事項を記載する。
- ②3ヶ月以上の県内居住を確認するため、技術資料提出期限日から3ヶ月以内に発行された住民票の写しを添付すること。
- ③資格を保有していることを証明する書類の写し(資格者証、登録証、登録証明書等の写し)を添付すること。
- ④継続雇用を証明する書類として、健康保険被保険者証等の写し及び直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書の写しを添付すること。
- ⑤上記②～④の書類は、秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱第7条に規定される「確認申請書等」(以下「入札参加資格確認申請書類」という。)において提出される場合にあっては、添付を省略することができる。
- ⑥その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

2-6 低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止の有無 [-2点]

評価項目	
過去1年間に秋田県から通知された「低入札受注に対する指名差し控え措置の警告について」(以下、「警告通知」という。)、「指名差し控え」、「指名停止」の有無	
評価基準	配点
a. 措置無し	0点
b. 警告通知有り	1. 0点
c. 指名差し控え又は指名停止有り	-2. 0点

◆評価に関する運用事項

- ①平成29年5月1日以降の「警告通知」、「指名差し控え」、「指名停止」を対象とする。
- ②「過去1年間」とは、直前1ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間内に通知された警告等を対象とする(低入札受注等の契約年月日ではなく、各措置の通知日で判断)。
- ③対象期間に「警告通知」と「指名差し控え又は指名停止」の両方の措置を受けている場合は、「指名差し控え又は指名停止」を評価する。
- ④共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員のいずれの措置も対象とする。

⑤企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業が受けていた措置も対象とする。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式3の「過去1年間の警告、指名差し控え、指名停止の有無」欄に通知年月日を記載する。
- ②発注者側で確認するため、添付書類は不要とする。
- ③評価対象期間内に企業が合併している場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。
- ④その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

2-7 企業の地域精進度（同一管内実績） 【1点】

評価項目	
過去3年間における企業の業務実績（評価対象管内と同一管内での実績）の有無	
評価基準	配点
a. 同一管内での業務実績有り	1. 0点
b. 無し	0点

◆評価に関する運用事項

- ①「過去3年間」とは、直前3ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間内に完了した業務実績を評価する。
- ②秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱に規定する建設コンサルタント業務等に類する業務を評価する(業務内容は問わない)。
- ③国(独立行政法人・事業団を含む)、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)、地方公共団体及び秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会のいずれかが発注した業務を評価する。
- ④評価対象の管内は公告文で明示する(発注業務が複数の管内にまたがる場合には、主たる管内を発注者が定め、公告文に明示する)。
- ⑤評価対象管内の対象となる市町村はそれぞれ以下のとおりとする。
 - 鹿角 管内:鹿角市、小坂町
 - 北秋田管内:大館市、北秋田市、上小阿仁村
 - 山本 管内:能代市、藤里町、三種町、八峰町
 - 秋田 管内:秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
 - 由利 管内:由利本荘市、にかほ市
 - 仙北 管内:大仙市、仙北市、美郷町
 - 平鹿 管内:横手市

雄勝 管内:湯沢市、羽後町、東成瀬村

- ⑥共同企業体の構成員としての実績でも可とする(出資比率は問わない)。
- ⑦共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員を問わず評価の対象とする。
- ⑧企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績も評価する。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式5の「企業の同一管内における業務実績」欄に必要事項を記載する。
- ②TECRISに登録された業務実績を記載した場合、添付書類不要とする。
- ③TECRISに登録されていない業務実績を記載した場合、契約書の写しなど「発注機関」や「業務位置」、「業務内容」が分かる書類のほか、検査結果通知書など「業務完了年月日」が分かる書類を添付すること(契約書の写しのみでは「業務完了年月日」を判断できないため評価できない)。
- ④総合様式5に記載した業務の業務位置が複数の管内にまたがる場合、評価対象管内が含まれることを確認できる書類を添付すること。
- ⑤合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。
- ⑥その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

2-8 企業の地域貢献度(災害応援等実績) [1点]

評価項目	
過去10年間の秋田県との災害協定等に基づく活動の有無	
評価基準	配点
a. 活動実績有り	1. 0点
b. 活動実績無し	0点

◆評価に関する運用事項

- ①「過去10年間」とは、直前10ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間に災害協定等に基づく活動実績のある企業を評価する。
- ②「災害協定等に基づく活動」とは、以下のものとする。
 - ・秋田県と締結した災害時の応援活動等に関する諸協定に基づく業務実績。
 - ・秋田県と契約した「構造物設計計画・照査技術アドバイザー業務委託」及び「地質・地盤挙動解析技術アドバイザー業務委託」(以下「技術アドバイザー業務」という。)の契約実績。
 - ・秋田県農村災害支援協議会から斡旋された業務実績。
- ③企業としての活動を評価し、活動の内容は問わない(測量業務や地質調査業務でも可)。
- ④評価対象期間内に、応援活動する者等として特定された実績を評価の対象とする。

- ⑤共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員を問わず評価の対象とする。
- ⑥企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績も評価する。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式5の「過去10年間の災害協定に基づく活動実績」に選定通知等の年月日（技術アドバイザー業務の実績の場合は当初契約年月日）を記載する。
- ②応援業務実施者選定通知（発注者等の押印があるもの）の写しなど、協定等に基づき活動した企業であることが証明できる書類を添付すること（技術アドバイザー業務の実績を申請する場合は添付書類不要とする）。
- ③上記の書類など、協定等に基づき活動した企業であることを証明できる書類がない場合は、評価できない（技術アドバイザー業務のみ証明書類不要）。
- ④合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。
- ⑤その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

2-9 企業の地域貢献度（営業所の所在地） [1点]

評価項目	
主たる営業所（本社・本店）、支店・営業所が秋田県内に存在する場合に評価	
評価基準	配点
a. 主たる営業所が県内	2. 0点
b. 支店・営業所が県内	1. 0点
c. 県内に無し	0点

◆評価に関する運用事項

- ①「営業所」とは建設コンサルタント登録規程第7条第1項の規定による「建設コンサルタント現況報告書 様式第18号 イ」（新設により現況報告書の期限を迎えていない場合には、建設コンサルタント登録申請書様式第1号又は変更届出書）に記載された営業所をいう。
- ②入札参加資格の地域要件が「県内に主たる営業所」の場合、評価項目としない。
- ③入札参加要件の地域要件が「県内に主たる営業所又は営業所」の場合、主たる営業所を県内に有することのみを評価する。

評価例)

営業所の所在地	入札参加資格		
	県内に主たる営業所	県内に主たる営業所 又は営業所	東北に主たる営業所 又は準県内
評価 主たる営業所が県内	—	2点	2点

基準	支店・営業所が県内	－	0点	1点
	県内所在無し	－		0点

④共同企業体の結成を要件とする場合、代表者・構成員のいずれかが、県内に主たる営業所又は営業所を有していれば評価する(入札参加要件となっている場合を除く)

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式5の「主たる営業所の所在地」及び「県内の支店・営業所の所在地」欄に記載する。
- ②入札参加確認申請書類等で確認するため、添付書類は不要とする。
- ③その他の留意事項として、当ガイドラインP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

(3) 配置予定技術者の評価 [15点]

3-1 配置予定管理技術者の専門技術力(評価対象業務の最高点) [3点]

評価項目	
過去3年間における配置予定管理技術者の評価対象業務(管理技術者として従事した実績に限る)の成績評定最高点(秋田県から通知された評定で発注部局は問わない)を評価	
評価基準	配点
a. 85点以上	3.0点
b. 84点以上	2.5点
c. 83点以上	2.0点
d. 82点以上	1.5点
e. 81点以上	1.0点
f. 80点以上	0.5点
g. 上記以外	0点

◆評価に関する運用事項

- ①「過去3年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度から前3カ年度とし、6月から3月までは前年度から前3カ年度をいう。
例)H29.5月公告 → H27年度、H26年度、H25年度の実績を評価
H29.6月公告 → H28年度、H27年度、H26年度の実績を評価
- ②秋田県における評価対象業務の実績が少なくと発注者が判断する場合は「過去3年間」を拡大することができるものとし、公告文で明示する。
- ③配置予定管理技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。
- ④「評価対象業務」は、公告文で明示する。

(3) 配置予定技術者の技術力 [12点]

3-1 管理技術者及び主たる担当技術者の実績 [2点]

- ① 配置予定技術者(管理技術者、主たる担当技術者)の過去3年間の管理技術者及び主たる担当技術者としての秋田県における優れた実績の合計件数

評価対象資格は、公告文で明示する。

「過去3年間」の扱いについては、「2-1 評価対象業務の実績」と同様とし、当該期間に秋田県が通知した業務成績評定点を有する業務を対象とする。

「優れた実績」とは、農業農村整備事業により執行した次に掲げる委託業務のうち、成績評定点80点以上の業務とする。(調査計画業務の場合には「当該事業」、実施設計業務の場合には「当該工種」を指定する。)

●調査計画業務(基礎調査・計画策定・全体設計)における評価対象

- ① 当該事業の調査計画業務(基礎調査、計画策定、全体設計)
- ② 当該事業の構想・基本設計業務(概略・予備設計も含む)

●実施設計業務における評価対象

- ① 当該工種の実実施設計業務(詳細設計も含む)

●施設機能保全計画策定業務における評価対象

- ① 施設機能保全計画策定業務

「施設機能保全計画策定業務」においては、基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める施設に限定するものとする。

担当事業課と協議の上、必要に応じて規模や事業特性等の要件設定も可能。

実績等を勘案し、柔軟に対応する。その場合は「3年間→適正年数」、「秋田

- ⑤発注者の必要に応じて規模や事業特性などの要件設定も可能とする。
- ⑥共同企業体の構成員としての実績でも可とする(出資比率は問わない)。
- ⑦配置予定管理技術者の現在の勤務先以外での実績も評価の対象とする。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式6の「配置予定管理技術者の評価対象業務の最高点」欄に必要事項を記載する。
- ②TECRISに登録された業務実績を記載する場合、添付書類は不要とする。
ただし、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。
- ③TECRISに登録されていない業務を記載する場合、契約書の写し及びその業務内容が分かる資料(契約書添付の金抜き設計書など)を添付すること。
また、評価対象期間が拡大された場合において、「過去5年間」よりも前の実績を申請する場合は、成績評定通知書の写し又は成績評定点証明書の写しを添付すること。
- ④TECRISの技術者情報と実際に担当した技術者とに相違がある場合は、TECRIS情報の修正手続きを行ってから提出すること。
- ⑤やむを得ない事情による休業で評価対象期間を延長しようとする場合、休業期間を証明する当時の書類(〇〇休業申請書等)の写しを提出すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。
- ⑥複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。
- ⑦その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

3-2 配置予定技術者の技術力 [3点]

評価項目	
過去3年間における配置予定管理技術者の優れた土木コンサル業務の実績(業務内容は問わないが管理技術者として従事した実績に限る)の件数を評価	
評価基準	配点
a. 3件以上	3. 0点
b. 2件	2. 0点
c. 1件	1. 0点
d. 無し	0点

◆評価に関する運用事項

- ①「過去3年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度から前3カ年度とし、6月から3月までは前年度から前3カ年度をいう。
例)H29. 5月公告 → H27年度、H26年度、H25年度の実績を評価
H29. 6月公告 → H28年度、H27年度、H26年度の実績を評価

県における」、「優れた」の部分削除又は修正し、国、地方公共団体、公社、公団も高速道路会社等における実績も評価できる。
共同企業体の構成員としての実績でも可とする。(出資比率は問わない。)
複数の候補者を記載してきた場合は、最も評価点の低い者で評価する。
管理技術者が主たる担当技術者を兼ねる場合は、別人格として各々評価する。

② 配点 (標準)

評価基準	配点
3件以上	2点
2件	1点
1件	0.5点
無し	0点

3-2 管理技術者及び主たる担当技術者の成績評定点 [2点]

- ① 配置予定技術者(管理技術者、主たる担当技術者)の過去3年間の管理技術者及び主たる担当技術者としての秋田県における委託業務の成績評定点の平均値
評価対象資格は、公告文で明示する。

「過去3年間」の扱いについては、「2-1 評価対象業務の実績」と同様とし、当該期間に秋田県が通知した業務成績評定点を有する業務を対象とする。
平均値の対象は、業務区分によらず農業農村整備事業により執行した全評価対象業務(換地面積確定業務を含める)とする。ただし、測量、地質調査、補償コンサルタント及び環境調査業務は対象外とする。
共同企業体の構成員としての実績でも可とする。(出資比率は問わない。)
平均値とは、管理技術者と担当技術者の実績総件数の平均とする。(管理技術者の平均点と担当技術者の平均点の平均ではない。)

② 配点 (標準)

評価基準	配点
85点以上	2点
80点以上85点未満	1点
65点未満	-1点
上記以外(実績無しを含む)	0点

②「優れた実績」とは、土木コンサル業務で秋田県（発注部局は問わない）から通知された成績評定点80点以上の業務とする。

③配置予定管理技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

④「土木コンサル業務」とは「土木関係建設コンサルタント業務」を対象とし、成績評定区分が「概略設計」、「予備設計」、「詳細設計」、「単純調査等業務」であるもの全てを対象とする（業務内容及び発注部局を問わない）。

※「成績評定区分」は企業に通知される「委託業務成績評定通知書」の「項目別評定点」の表左上に記載されているほか、毎年度6月に公表・閲覧される「委託業務成績評定結果」の「種別」に記載されている。

⑤共同企業体の構成員としての実績でも可とする（出資比率は問わない）。

⑥配置予定管理技術者の現在の勤務先以外での実績も評価の対象とする。

◆技術資料作成時の留意事項

①総合様式6の「配置予定管理技術者の優れた業務実績」欄に必要事項を記載する。

②添付書類は不要とする。

③やむを得ない事情による休業で評価対象期間を延長しようとする場合、休業期間を証明する当時の書類（〇〇休業申請書等）の写しを提出すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

④複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。

⑤その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

3-3 配置予定管理技術者の技術力 [1点]

評価項目	
配置予定管理技術者の保有する資格を評価する。	
・総合技術監理部門（農業部門／農業土木または農村地域計画または農村環境）を保有している。	
・技術士（農業部門／農業土木または農村地域計画または農村環境）を保有している。	
※選択科目はいずれも当該業務に関連するものとし、公告文で明示する。	
評価基準	配点
a. 評価対象資格有り	1. 0点
b. 無し	0点
◆評価に関する運用事項	
①入札参加要件が技術士以上となる場合は、原則として評価しない。	

3-3 管理技術者の保有資格 [2点]

① 業務委託の特性（現場条件、構造特性等）に応じ、管理技術者において、参加資格要件に定める資格の他、業務特性に応じて保有資格の有無について評価対象資格は、公告文で明示する。

保有資格は、技術士（農業部門、選択科目：農業土木）（以下、「技術士（農業土木）」という。）を標準とする。

保有資格として加点する資格は、次のとおりとする。

① 原則として、技術士（農業部門、選択科目：農村地域計画、農村環境）（以下、「技術士（農村地域計画・農村環境）」という。）を設定する

② 鋼構造物の機能維持及び補修・補強に関する業務の場合は、技術士（農村地域計画・農村環境）に代えて、農業水利施設機能総合診断士、土木鋼構造物診断士、構造物診断士（1級）を設定する

③ コンクリート構造物の機能維持及び補修・補強に関する業務の場合は、技術士（農村地域計画・農村環境）に代えて、コンクリート診断士、農業水利施設機能総合診断士、構造物診断士（1級）を設定する

総合技術監理部門の資格を有する場合はさらに加点する（1点）。この場合、技術士（総合技術監理部門、選択科目：農業－農業土木、農村地域計画、農村環境）（以下、「技術士（総合技術監理）」という。）を標準とする。

保有資格の配点は、要求資格数に合わせて1点以内で配点するものとする。

入札参加要件と評価対象資格が一致する場合には、その資格について評価対象としない。

② 配点（標準）

評価基準	配点
保有資格（1.0点）＋総合技術監理（1.0点）	最大2点

3-4 主たる担当技術者の保有資格 [2点]

① 業務委託の特性（現場条件、構造特性等）に応じ、主たる担当技術者において、参加資格要件に定める資格の他、業務特性に応じて保有資格の有無について評価対象資格は、公告文で明示する。

保有資格は、技術士（農業土木）を標準とする。

保有資格として加点する資格は、次のとおりとする。

① 原則として、技術士（農村地域計画・農村環境）を設定する

- ②評価対象保有資格の範囲は原則として技術士とするが、
- ・コンクリート構造物を主体とする場合
コンクリート診断士または農業水利施設機能総合診断士または1級構造物診断士
 - ・鋼構造物を主体とする場合
農業水利施設機能総合診断士または
土木鋼構造物診断士または1級構造物診断士
についても評価できるものとする。
- ③評価対象資格は、公告文で明示する。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式7の「配置予定管理技術者の保有資格」欄に必要事項を記載する。
- ②保有する資格証等の写し(資格の部門、選択科目等が分かるもの)を添付すること
(入札参加資格確認申請書類として提出するものを除く)。
- ③複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は
総合様式9により評価対象者となった者を評価する。
- ④その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及び
P9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

3-4 配置予定管理技術者の技術力（継続教育） [1点]

評価項目	
過去1年間の配置予定管理技術者の継続教育(CPD)への取り組みを評価	
評価基準	配点
a. 継続教育(CPD)の証明あり (各団体推奨単位以上の取得実績)	1.0点
b. 継続教育(CPD)の証明あり (各団体推奨単位の1/2以上の取得実績)	0.5点
c. 継続教育(CPD)の証明無し又は各団体推奨単位の1/2未満	0点

◆評価に関する運用事項

- ①建設系CPD協議会に加盟している団体が発行する証明書を評価の対象とする。
(建設系CPD協議会) <http://www.cpd-ccesa.org/>
- ②継続教育(CPD)の実績は、前年度または証明書発行日以前の1年間を有効とする
(内訳書により確認)。なお、配置予定管理技術者が評価対象期間中に出産・育児・
介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期
間を評価対象期間に加えることができる。
- ③複数年での取得証明の場合で過去1年間の内訳が証明できない場合には、直近5ヶ
年を限度として、各団体の推奨単位(必要な単位)で比較するものとする。

- ② 鋼構造物の機能維持及び補修・補強に関する業務の場合は、技術士(農村
地域計画・農村環境)に代えて、農業水利施設機能総合診断士、土木鋼構造
物診断士、構造物診断士(1級)を設定する
- ③ コンクリート構造物の機能維持及び補修・補強に関する業務の場合は、技
術士(農村地域計画・農村環境)に代えて、コンクリート診断士、農業水利
施設機能総合診断士、構造物診断士(1級)を設定する
技術士(総合技術監理)の資格を有する場合はさらに加点する(1点)。
主たる担当技術者に限り、技術士同等(建設コンサルタント登録規程(昭和52
年4月15日建設省告示第717号)第3条第1号口に規定する技術管理者。以下同
じ。)又はRCCMについても保有資格として加点する(ただし、入札参加資
格要件である「農業土木部門」に限定)。
保有資格の配点は、要求資格数に合わせて1点以内で配点するものとする。

② 配点(標準)

評価基準	配点
保有資格(1.0点) + 総合技術監理(1.0点)	最大2点

3-5 照査技術者の保有資格 [1点]

- ① 業務委託の特性(現場条件、構造特性等)に応じ、照査技術者において、参加
資格要件に定める資格の他、業務特性に応じて保有資格の有無について評価
評価対象資格は、公告文で明示する。
保有資格は、技術士(農業土木)を標準とする。
保有資格として加点する資格は、技術士(農村地域計画・農村環境)とする。
技術士(総合技術監理)の資格を有する場合はさらに加点する(0.5点)。
保有資格の配点は、要求資格数に合わせて0.5点以内で配点するものとする。
入札参加要件と評価対象資格が一致する場合には、その資格について評価対象
としない。

② 配点(標準)

評価基準	配点
保有資格(0.5点) + 総合技術監理(0.5点)	最大1点

③複数年での取得証明の場合で過去1年間の内訳が証明できない場合には、直近5ヶ
年を限度として、各団体の推奨単位(必要な単位)と比較するものとする。

例)

・推奨単位: 20(1年間)

証明書: 36(2年間) $36 \div 2 = 18 > 10$ (推奨単位の1/2) → b

・推奨単位: 150(3年間)

証明書: 52(1年間) $52 \times 3 = 156 > 150$ (推奨単位) → a

◆技術資料作成時の留意事項

①総合様式7の「配置予定管理技術者のCPDの取得状況」欄に必要事項を記載する。

②各団体が発行するCPD単位登録証明書の写しを添付すること。

③CPD単位登録証明書は、技術資料提出期限日から1年以内に発行されたものを有効とする。

④やむを得ない事情による休業で評価対象期間を延長しようとする場合、休業期間を証明する当時の書類(〇〇休業申請書等)の写しを提出すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。

⑤複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。

⑥その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

3-5 業務執行体制(配置予定管理技術者の手持ち業務数) [2点]

評価項目	
配置予定管理技術者の技術資料提出期限日における手持ち業務数を評価	
評価基準	配点
a. 0~2件	2. 0点
b. 3件	1. 5点
c. 4件	1. 0点
d. 5件	0. 5点
e. 6件以上	0点

◆評価に関する運用事項

①手持ち業務とは当初契約額3百万円以上のものとし、国(独立行政法人・事業団を含む)、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)、地方公共団体及び秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会のいずれかが発注した業務とする。

3-6 配置予定技術者のプロポーザル・設計VEへの取組 [2点]

① 管理技術者又は主たる担当技術者の過去5年間におけるプロポーザル及びVEへの取組並びにVEL資格の有無を評価

「過去5年間」とは、基準日に係らず直前5ヶ年度及び技術資料提出期限までとし、当該期間内に実施した業務を対象とする。

国、地方公共団体及び独立行政法人等における設計業務を対象とする。

評価の対象とする業務は、設計業務(構想、基本、実施)のほか、設計業務(概略、予備、詳細)も含めるものとする。

業務特性や規模等に応じ、担当事業課と相談の上、評価対象期間を拡大することができる。

プロポーザルの提案、設計VEの実績、設計VE検討会への参加実績を評価対象とする。

プロポーザルの提案については、特定の業務提案書に関して主導的に関与した実績を評価する。

プロポーザルとして、農業農村整備事業「ほ場整備関係業務委託に係わるプロポーザル方式」及び「農業農村整備事業総合評価落札方式(業務方針提案型)」による業務実績も評価対象とする。

設計VEについては、特定の業務における構成員として参加した経験を評価するものとし、設計VE研修会への参加及びインハウス設計VEは対象外。

設計VE検討会への参加実績は、VEL資格を有する場合に限り評価する

共同企業体の構成員としての実績でも可とする。(出資比率は問わない。)

② 配点(標準)

評価基準	配点
プロポーザル提案及び設計VEの実績あり	2点
プロポーザル提案又は設計VEの実績あり、又はVEL資格を有し 設計VE検討会に参加した実績あり	1点
プロポーザル提案、設計VEの実績又はVE検討会への参加実績なし	0点

「VEL」とは、日本バリューエンジニアリング協会が認定する、バリューエンジニアリングの専門家認定のための専門資格である(Value Engineering Leaderの頭文字)。

- ②共同企業体としての業務(出資比率は問わない)も含むものとし、業務種別は問わない。
- ③従事中の業務における立場(管理技術者、担当技術者、照査技術者等の別)によらず評価の対象とする。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式8「配置予定管理技術者の手持ち業務数」欄に、管理技術者、担当技術者、照査技術者等としての実施中の業務を記載する。
- ②TECRISに登録された業務実績を記載する場合、添付書類は不要とする。
- ③TECRISに登録されていない業務を記載する場合、契約書の写し及び当該配置予定技術者が従事していることが分かる資料(業務計画書の写しなど)を添付すること。
- ④TECRISの技術者情報と実際に担当した技術者とに相違がある場合は、TECRIS情報の修正手続きを行ってから提出すること。
- ⑤複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合、総合様式9により評価対象者となった者を評価する。
- ⑥その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

3-7 配置予定技術者にCPD取得状況 [1点]

- ① 管理技術者及び主たる担当技術者の過去1年間における継続教育(CPD)の取得実績を評価

過去1年間とは、前年度または証明書発行日以前の1年間とする。

評価対象は、農業農村工学会におけるCPDのみとする。

評価は、管理技術者と主たる担当技術者の有する実績総単位の平均値とする。

CPD単位取得証明書の有効期限は、発行日より1年間とする。

- ② 配点(標準)

評価基準	配点
50単位以上	1点
25単位以上50単位未満	0.5点
25単位未満	0点

3-6 業務執行体制(若手又は女性の配置) [1点]

評価項目

技術資料提出期限日時点で若手(40歳未満)又は女性を当該業務の配置予定技術者とする場合に評価

評価基準	配点
a. 若手又は女性を管理技術者又は照査技術者として配置	1.0点
b. 若手又は女性を担当技術者として配置	0.5点
c. 上記以外	0点

◆評価に関する運用事項

- ①「若手」とは、満40歳の誕生日が技術資料提出期限日の2日後以降の者とする(「年齢計算ニ関スル法律」に基づく)。

評価例)

技術資料提出期限日	40歳の誕生日	評価
H29.5.1	H29.5.3	若手である
H29.5.1	H29.5.2	若手でない

- ②配置予定技術者に求める資格・経歴等は公告文を確認すること。
- ③配置予定技術者に資格・経歴等を求めない場合も評価するが、評価対象の技術者はTECRISの「建設実績技術者ID」を取得している者でなければならない。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式8「若手又は女性の配置の有無」欄に必要事項を記載する。
- ②複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。
- ③その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

3-7 配置予定管理技術者の地域精通度（同一管内実績） [1点]

評価項目	
過去3年間における配置予定管理技術者の業務実績（評価対象管内と同一管内での業務に管理技術者として従事した実績）の有無を評価	
評価基準	配点
a. ○○管内における業務実績有り	1. 0点
b. 無し	0点

◆評価に関する運用事項

- ①「過去3年間」とは、直前3ヶ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間内に完了した業務実績を評価する。
- ②配置予定管理技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。
- ③秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱に規定する建設コンサルタント業務等に類する業務を評価する（業務内容は問わない）。
- ④国（独立行政法人・事業団を含む）、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。）、地方公共団体及び秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会のいずれかが発注した業務を評価する。
- ⑤評価対象の管内は公告文で明示する（発注業務が複数の管内にまたがる場合には、主たる管内を発注者が定め、公告文に明示する）。
- ⑥評価対象管内の対象となる市町村はそれぞれ以下のとおりとする。
 - 鹿角 管内：鹿角市、小坂町
 - 北秋田管内：大館市、北秋田市、上小阿仁村
 - 山本 管内：能代市、藤里町、三種町、八峰町
 - 秋田 管内：秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
 - 由利 管内：由利本荘市、にかほ市
 - 仙北 管内：大仙市、仙北市、美郷町
 - 平鹿 管内：横手市
 - 雄勝 管内：湯沢市、羽後町、東成瀬村
- ⑦共同企業体の構成員としての実績でも可とする（出資比率は問わない）。

⑧配置予定管理技術者の現在の勤務先以外での実績も評価の対象とする。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式8「配置予定管理技術者の同一管内における業務実績」欄に必要事項を記載する。
- ②TECRISに登録された業務実績を記載する場合、添付書類は不要とする。
- ③TECRISに登録されていない業務実績を記載した場合は、契約書の写しなど「発注機関」や「業務内容」が分かる書類のほか、当該配置予定技術者が従事していることが分かる資料(業務計画書の写しなど)、及び検査結果通知書など「業務完了年月日」が分かる書類を添付すること(契約書の写しのみでは「業務完了年月日」を判断できないため評価できない)。
- ④TECRISの技術者情報と実際に担当した技術者とに相違がある場合は、TECRIS情報の修正手続きを行ってから提出すること。
- ⑤やむを得ない事情による休業で評価対象期間を延長しようとする場合、休業期間を証明する当時の書類(〇〇休業申請書等)の写しを提出すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。
- ⑥複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式9により評価対象者となった者を評価する。
- ⑦その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

3-8 配置予定管理技術者の地域精通度(居住地) [2点]

評価項目	
管理、照査および担当技術者が秋田県内に居住する場合に評価	
評価基準	配点
a. 全員が県内居住	2. 0点
b. 2名が県内居住	1. 0点
c. 1名が県内居住	0. 5点
d. 県内居住無し	0点

◆評価に関する運用事項

- ①入札参加要件が県内企業のみを対象とした業務の場合は評価しない。
- ②「秋田県内に居住する」とは、技術資料提出期限日以前に3ヶ月以上秋田県内に居住していることをいう。
- ③評価対象となる配置予定管理技術者と配置予定担当技術者が同一の者である場合(総合様式9の比較による結果を含む)は、管理技術者としてのみ評価する。
※ 管理技術者と担当技術者を兼ねる者を配置予定とする場合、別の担当技術も配置予定としなければ「全員」とはなり得ない。

評価例)

配置予定	管理	担当	照査	評価
例 1	A 氏 (県外)	B 氏 (県内)	C 氏 (県内)	2 名が県内在住
例 2	B 氏 (県内)		C 氏 (県内)	2 名が県内在住
例 3	B 氏 (県内)	C 氏 (県内)	D 氏 (県内)	全員が県内在住

④評価対象の技術者は TECRIS の「建設実績技術者 ID」を取得している者でなければならない。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式 8 の「居住地の状況」欄に、管理技術者、照査技術者及び担当技術者の居住地等を記載する。
- ②秋田県内の居住を証明する住民票(技術資料提出期限日から 3ヶ月以内に発行されたもの)の写しを添付すること(入札参加資格申請書類で提出する場合は重複提出不要)。
- ③複数の候補者を申請する場合、又は共同企業体の結成を入札参加要件とする場合は総合様式 9 により評価対象者となった者を評価する。
- ④その他の留意事項として、当ガイドライン P5「評価対象となる配置予定技術者」及び P9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

3-9 配置予定管理技術者のプロポーザルへの取組 [1点]

評価項目	
配置予定管理技術者の過去 10 年間におけるプロポーザルへの取組(管理技術者として従事した実績に限る)を評価	
評価基準	配点
プロポーザル提案の実績あり	1. 0 点
プロポーザル提案の実績無し	0 点

◆評価に関する運用事項

- ①過去 10 年間」とは、直前 10 ヶ年度及び技術資料提出期限までとし、当該期間内に実施した業務を対象とする。
例) 技術資料提出期限日 平成 29 年 7 月 10 日
↓
平成 19 年度～技術資料提出期限日までの実績を評価
- ②国、地方公共団体及び独立行政法人等における設計業務を対象とする。

- ③評価の対象とする業務は、設計業務（構想、基本、実施）のほか、設計業務（概略、予備、詳細）も含めるものとする。
- ④業務特性や規模等に応じ、担当事業課と相談の上、評価対象期間を拡大することができる。
- ⑤プロポーザルの提案実績を評価対象とする。
- ⑥プロポーザルの提案については、特定の業務提案書に関して主導的に関与した実績を評価する。
- ⑦プロポーザルとして、農業農村整備事業「ほ場整備関係業務委託に係わるプロポーザル方式」及び「農業農村整備事業総合評価落札方式（業務方針提案型）」等による業務実績も評価対象とする。
- ⑧共同企業体の構成員としての実績でも可とする。（出資比率は問わない。）
- ⑨配置予定管理技術者の現在の勤務先以外での実績も評価の対象とする。

◆技術資料作成時の留意事項

- ①NN様式2に、必要事項を記載する。
- ②TECRISに登録された業務実績を記載する場合、添付書類は不要とする。
- ③TECRISに登録されていない業務実績を記載した場合は、契約書の写しなど「発注機関」や「業務内容」が分かる書類のほか、当該配置予定技術者が従事していることが分かる資料（業務計画書の写しなど）、及び検査結果通知書など「業務完了年月日」が分かる書類を添付すること（契約書の写しのみでは「業務完了年月日」を判断できないため評価できない）。
- ④TECRISの技術者情報と実際に担当した技術者との相違がある場合は、TECRIS情報の修正手続きを行ってから提出すること。
- ⑤その他の留意事項として、当ガイドラインP5「評価対象となる配置予定技術者」及びP9「記載内容に関する留意事項」も確認すること。

（４）業務執行体制 削除（配置予定技術者の評価に統合）

（４）業務執行体制 [５点]

4-1 管理技術者の手持ち業務数 [２点]

- ① 管理技術者の提案書提出期限日における手持ち業務数について評価

手持ち業務とは、当初契約額3百万円以上のものとする。共同企業体としての業務も含むものとし、業務種別は問わない。

- ② 配点（標準）

評価基準	配点
0～2件	2点
3～5件	1点
6件以上	0点

7 業務方針提案型 発注見通し情報

建設コンサルタント業務等における入札及び契約の適正化の促進を図るため、発注の見通しに関する事項を公表する。

(1) 公表の対象

公表の対象は、「建設コンサルタント業務等（入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領（平成27年4月10日付け技管-60）」の規定により、建設コンサルタント業務等（土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、環境調査業務）で予定価格が250万円を超えると見込まれるものとする。

4-2 主たる担当技術者の手持ち業務数 [2点]

① 主たる担当技術者の提案書提出期限日における手持ち業務数について評価

手持ち業務とは、当初契約額300万円以上のものとする。共同企業体としての業務も含むものとし、業務種別は問わない。

② 配点（標準）

評価基準	配点
0～2件	2点
3～5件	1点
6件以上	0点

4-3 照査技術者の手持ち業務数 [1点]

① 照査技術者の提案書提出期限日における手持ち業務数について評価

手持ち業務とは、当初契約額300万円以上のものとする。共同企業体としての業務も含むものとし、業務種別は問わない。

② 配点（標準）

評価基準	配点
0～4件	1点
5～9件	0.5点
10件以上	0点

7 業務方針提案型 発注見通し情報

建設コンサルタント業務等における入札及び契約の適正化の促進を図るため、発注の見通しに関する事項を公表する。

(1) 公表の対象

公表の対象は、「建設コンサルタント業務等（入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領（平成27年4月10日付け技管-60）」の規定により、建設コンサルタント業務等（土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、環境調査業務）で予定価格が250万円を超えると見込まれるものとする。

(2) 公表の方法

公表にあたっては、秋田県電子入札システム情報サービスに掲載するほか、各地域振興局閲覧所において閲覧に供するものとする。

(3) 公表の様式

発注見通しに関する様式については、建設部技術管理課の指定様式とする。

(4) 発注見通しの公表例

番号	入札方式	業務場所	業務名称	業務種別	業務概要	工期(ヶ月)	入札(随契)予定時期	公表課所(入札等執行)	事業主管課	公表区分
1	条件付き一般競争	〇〇市〇〇	〇〇地区農地集積加速化基盤整備業務委託 01201-Y01	土木	ほ場整備事業調査計画(全体設計) 〇〇百万円	10	第1四半期6月上旬	〇〇〇地域振興局	農山村振興課	新規
2	条件付き一般競争	〇〇市〇〇	〇〇地区農地集積加速化基盤整備業務委託 00303-Y07	土木	ほ場整備実施設計 A=〇ha 〇〇百万円	9	第1四半期6月下旬	〇〇〇地域振興局	農地整備課	新規
3	条件付き一般競争	〇〇市〇〇	〇〇地区かんがい排水業務委託 02105-Y02	土木	水路工実施設計 L=〇m 〇〇百万円	8	第1四半期7月上旬	〇〇〇地域振興局	農地整備課	新規

8 業務方針提案型 参加要件標準

この標準は、秋田県農業農村整備事業の業務方針提案型により入札執行を行う業務に対して、入札参加資格として必要な事項を定めるものである。

なお、業務方針標準要件の設定においては、秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準(平成20年3月17日建管-2460)(以下、「標準要件」という。)を標準とし、農業農村整備事業による業務の特殊性を加味して決定している。

(1) 業務区分表

標準要件業務区分表(表1-2)に従い、業務Aから業務Dに区分する。

(2) 入札参加資格要件等

1) 低入札価格制度

業務方針提案型においては、秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要綱(平成20年9月29日付け建管-1632)及び秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要領(同)の規定に

(2) 公表の方法

公表にあたっては、秋田県電子入札システム情報サービスに掲載するほか、各地域振興局閲覧所において閲覧に供するものとする。

(3) 公表の様式

発注見通しに関する様式については、建設部技術管理課の指定様式とする。

(4) 発注見通しの公表例

番号	入札方式	業務場所	業務名称	業務種別	業務概要	工期(ヶ月)	入札(随契)予定時期	公表課所(入札等執行)	事業主管課	公表区分
1	条件付き一般競争	〇〇市〇〇	〇〇地区農地集積加速化基盤整備業務委託 01201-Y01	土木	ほ場整備事業調査計画(全体設計)	10	第1四半期6月上旬	〇〇〇地域振興局	農山村振興課	新規
2	条件付き一般競争	〇〇市〇〇	〇〇地区農地集積加速化基盤整備業務委託 00303-Y07	土木	ほ場整備実施設計 A=〇ha	9	第1四半期6月下旬	〇〇〇地域振興局	農地整備課	新規
3	条件付き一般競争	〇〇市〇〇	〇〇地区かんがい排水業務委託 02105-Y02	土木	水路工実施設計 L=〇m	8	第1四半期7月上旬	〇〇〇地域振興局	農地整備課	新規

8 業務方針提案型 参加要件標準

この標準は、秋田県農業農村整備事業の業務方針提案型により入札執行を行う業務に対して、入札参加資格として必要な事項を定めるものである。

なお、業務方針標準要件の設定においては、秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準(平成20年3月17日建管-2460)(以下、「標準要件」という。)を標準とし、農業農村整備事業による業務の特殊性を加味して決定している。

(1) 業務区分表

標準要件業務区分表(表1-2)に従い、業務Aから業務Dに区分する。

(2) 入札参加資格要件等

1) 低入札価格制度

業務方針提案型においては、秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要綱(平成20年9月29日付け建管-1632)及び秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要領(同)の規定に

に基づき、低入札調査価格制度を適用するものとする。

なお、委託対応額を問わず同要綱を適用するものとし、調査基準価格については、同要領第2条(1)②-2により算定する。

2) 入札参加資格要件

業務方針提案型においては、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱(平成5年3月30日監-1973)に基づく入札参加資格者名簿(以下、「有資格者名簿」という。)に登載されている企業を対象に、次に掲げる資格の保有を標準要件とする。

- ① 登録業種：土木関係建設コンサルタント業務
- ② 登録部門：農業土木

(3) 業務の標準要件

「秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準」に基づき運用する。なお、業務Aであって「3百万円未満の業務」についても照査技術者の資格を問うものとする。

9 業務方針提案型 公告文(例)

公告文は、条件付き一般競争入札執行を行う業務に対して、入札の方法、入札参加資格、提出書類、落札者の決定方法等を定めるもので、業務方針提案型についても「秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札」公告文例(共通事項)を使用することを原則とする。

なお、業務方針提案型の広告文例を以下に示す。

秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札公告 (業務方針提案型)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(契約担当者)〇〇〇〇

1 発注方式

本業務は、入札時に技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

2 入札の方法

本業務は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を秋田県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。ただし、電子入札シ

に基づき、低入札調査価格制度を適用するものとする。

なお、委託対応額を問わず同要綱を適用するものとし、調査基準価格については、同要領第2条(1)②により算定する。

2) 入札参加資格要件

業務方針提案型においては、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱(平成5年3月30日監-1973)に基づく入札参加資格者名簿(以下、「有資格者名簿」という。)に登載されている企業を対象に、次に掲げる資格の保有を標準要件とする。

- ① 登録業種：土木関係建設コンサルタント業務
- ② 登録部門：農業土木

(3) 業務の標準要件

「秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準」に基づき運用する。なお、業務Aであって「3百万円未満の業務」についても照査技術者の資格を問うものとする。

9 業務方針提案型 公告文(例)

公告文は、条件付き一般競争入札執行を行う業務に対して、入札の方法、入札参加資格、提出書類、落札者の決定方法等を定めるもので、業務方針提案型についても「秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札」公告文例(共通事項)を使用することを原則とする。

なお、共通事項と異なる業務方針提案型独自の部分については、次のとおり表現している。

秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札公告 (業務方針提案型)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(契約担当者)〇〇〇〇

1 発注方式

本業務は、入札時に技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

2 入札の方法

本業務は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を秋田県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。ただし、電子入札シ

システムによりがたい者（秋田県公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第8又は第9の規定により入札執行者が認めた場合に限り。）にあっては、紙入札方式によることができる。

3 入札参加資格

（1）入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監第1973号。以下「入札制度要綱」という。）第4条第1項に規定する資格者名簿（当該「業務別発注概要書」（以下「発注概要書」という。）に示す業務部門に限る。）に記載されていること。
- ③ 入札制度要綱第1条第4項第2号に掲げる政令等の規定による登録（発注概要書に示す政令等の規程による登録に限る。）を有すること。
- ④ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥ 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

電子入札運用基準第3に基づく利用者登録を行っていること。

配置予定技術者（業務別発注概要書の入札参加者の資格に示す配置予定技術者をいう。）は、入札参加申込申請期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

その他の入札参加資格要件は、発注概要書の記載のとおりであること。

（2）業務別に定める要件

発注概要書に記載のとおりとする。

4 入札参加資格確認申請等

（1）入札参加申請に必要な資料等の配布

電子入札システムの入札情報サービスによる。

（2）入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及び総合評価に係る技術資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に電子入札システ

システムによりがたい者（秋田県公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第8又は第9の規定により入札執行者が認めた場合に限り。）にあっては、紙入札方式によることができる。

3 入札参加資格

（1）入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監第1973号。以下「入札制度要綱」という。）第4条第1項に規定する資格者名簿（当該「業務別発注概要書」（以下「発注概要書」という。）に示す業務部門に限る。）に記載されていること。
- ③ 入札制度要綱第1条第4項第2号に掲げる政令等の規定による登録（発注概要書に示す政令等の規程による登録に限る。）を有すること。
- ④ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥ 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

電子入札運用基準第3に基づく利用者登録を行っていること。

配置予定技術者（業務別発注概要書の入札参加者の資格に示す配置予定技術者をいう。）は、入札参加申込申請期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

その他の入札参加資格要件は、発注概要書の記載のとおりであること。

（2）業務別に定める要件

発注概要書に記載のとおりとする。

4 入札参加資格確認申請等

（1）入札参加申請に必要な資料等の配布

電子入札システムの入札情報サービスによる。

（2）入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及び総合評価に係る技術資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に電子入札システ

ムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が郵送または持参を認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限内に1部提出すること。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、全ての入札者について開札前に行うものとする。

(4) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(5) 設計図書等の閲覧

① 本業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスによる。

② 設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。

③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

(6) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

5 入札保証金及び契約保証金

免除する。

6 入札書等の提出等

(1) 提出方法

発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、見積内訳明細書の取扱いについては「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成27年3月2

ムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が郵送または持参を認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限内に1部提出すること。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、全ての入札者について開札前に行うものとする。

(4) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(5) 設計図書等の閲覧

① 本業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスによる。

② 設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。

③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

(6) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

5 入札保証金及び契約保証金

免除する。

6 入札書等の提出等

(1) 提出方法

発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、見積内訳明細書の取扱いについては、「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成27年3月

日建政－１９００）によるものとする。

（４）その他

① 入札執行回数は、１回とする。

② 開札の結果、入札参加者が１者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

７ 技術資料の審査

（１）技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、技術提案内容の妥当性について行うものとし、原則としてヒアリングは実施しない。

ただし、契約担当者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。

（２）技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せて全ての入札者について開札前に行うものとする。

（３）業務方針の所見を除く技術評価点は、提案者の自己評価点を限度とし、審査後の評価点が自己評価点を下回る場合には審査後の評価点とする。

８ 落札者の決定方法

（１）契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、技術資料の審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。この場合において、落札候補者が２者以上であるときは、電子入札運用基準第１５に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

（２）（１）の落札候補者について入札参加資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

（３）（２）によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（該当する者が２者以上である場合は（１）後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（２）の確認等を行うものとする。

（４）落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

（５）契約担当者は、（２）において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

（６）（５）の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して２日（秋田県の休日を含める）を定める条例（平成元年秋田県条例第２９号）第１条第１項に規

定日建政－１９００）によるものとする。

（４）その他

① 入札執行回数は、１回とする。

② 開札の結果、入札参加者が１者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

７ 技術資料の審査

（１）技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、提案内容の妥当性について行うものとし、原則としてヒアリングは実施しない。

ただし、契約担当者が必要と認めた場合は入札者に説明を求めることができる。

（２）技術資料の審査については、入札参加者資格の確認と併せて全ての入札者について開札前に行うものとする。

（３）業務方針の所見を除く技術評価点は、提案者の自己評価点を限度とし、審査後の評価点が自己評価点を下回る場合には審査後の評価点とする。

８ 落札者の決定方法

（１）契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、技術資料の審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。この場合において、落札候補者が２者以上であるときは、電子入札運用基準第１５に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

（２）（１）の落札候補者について入札参加資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

（３）（２）によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（該当する者が２者以上である場合は（１）後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（２）の確認等を行うものとする。

（４）落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

（５）契約担当者は、（２）において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

（６）（５）の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して２日（秋田県の休日を含める）を定める条例（平成元年秋田県条例第２９号）第１条第１項に規